

大分県バドミントン協会会則細則

(会則第5条・10条・11条・14条・15条・17条・30条関連)

- 1 会則第5条の加盟団体とは、小学生連盟、中学生部会、高校生部会、学生連盟、教職員連盟、レディース連盟、社会人連盟、スポーツ少年団(バドミントン競技)をいう。
- 2 第10条の理事及び第15条の評議員の選出基準は次のとおりとする。

	区分	団体数	加盟団体	評議員数	理事数
各ブロックごとの団体	中央ブロック	2	大分市	1名	1名
			由布市	1名	
	別府ブロック	1	別府市	1名	1名
	国東半島ブロック	4	杵築市	1名	1名
			国東市	1名	
			日出町	1名	
	県北ブロック	3	中津市	1名	1名
			宇佐市	1名	
			豊後高田市	1名	
	久大ブロック	3	日田市	1名	1名
玖珠町			1名		
九重町			1名		
豊肥ブロック	2	竹田市	1名	1名	
		豊後大野市	1名		
臼津ブロック	2	臼杵市	1名	1名	
		津久見市	1名		
佐伯ブロック	1	佐伯市	1名	1名	
各連盟等団体	連盟	8	小学生バドミントン連盟	1名	8名
			中学生バドミントン部会	1名	
			高校生バドミントン部会	1名	
			学生バドミントン連盟	1名	
			教職員バドミントン連盟	1名	
			レディースバドミントン連盟	1名	
			社会人バドミントン連盟	1名	
			スポーツ少年団(バドミントン競技)	1名	
事務局長			1名	1名	
学識経験者				若干名	

- 3 前項の地域ブロック及び連盟が推薦する理事候補者は、連盟及び各ブロック毎に候補者を推薦し評議員会で選出する。
- 4 理事は、当該年度の会員登録者であること。
また、第15の評議員についても原則として会員登録者とする。
- 5 第14条の役員の任期は、西暦の奇数年の4月1日に始まり、翌奇数年の

3月31日をもって終わる。

但し、評議員会が年度末以降に開催される場合は、この評議員会の日を起点とする。

(2) 理事は、満70歳を越えての就任・再任を認めない。

6 第11条5の理事長の互選方法については、下記のとおりとする。

(1) 候補者は、前理事長及び理事の推薦または立候補とする。

(2) 複数の候補者がいるときは、理事会出席理事の無記名による選挙とする。

但し、候補者が1名の場合は、信任投票とする。

(3) 決定方法については、下記の上位から優先して決定する。

(イ) 投票数の過半数を得た候補者

(ロ) 過半数を得た候補者がいない場合は、もっとも得票数の少ない候補者(同数の場合は全員)を除き、1名が過半数の支持を得るまで投票を繰り返す。

(4) 推薦書及び立候補の様式は、別に定める。

7 第17条の名誉会長、顧問、参与の選考基準は下記のとおりとする。

(1) 名誉会長は、本会の会長、副会長を通算して25年以上勤めた者

(2) 顧問は、本会の理事長、副理事長、常任理事を通算して25年以上勤めた者

(3) 参与は、本会の理事を通算して25年以上勤めた者

(4) 特に本会に功績があり、理事会が認めた者

(5) 上記に該当するものが、本会の役員を退任した時に理事会の推薦により会長が委嘱する。

(6) 任期は、終身とする。

(7) 各種大会プログラムに掲載し、その功績に対して敬意を表するものとする。

(補足)

(1) 役職については、期間中の最高職を適用することとし、任期については、役員
の通算年数とする。

(2) 任期の起点は、平成元年4月1日とする。

8 第30条の事務局に関する事項は次のとおりとする。

(1) 事務局は、協会の庶務及び会計その他の事務を処理する。

(2) 事務局に事務局長及び必要に応じて次長をおくことができる。

また、事務局員を若干名おくことができる。

(3) 事務局長及び次長は会長が任命する。

また、事務局員は理事長が任命する。

(4) 事務局長は、常任理事を兼務する。

附則

平成17年10月1日から適用する。

平成24年4月1日から適用する。

平成25年4月21日から適用する。

平成26年5月11日から適用する。

平成27年5月8日から適用する。

平成28年5月22日から適用する。

令和5年4月30日から適用する。

参考 大分県バドミントン協会設立年度
昭和25年4月1日